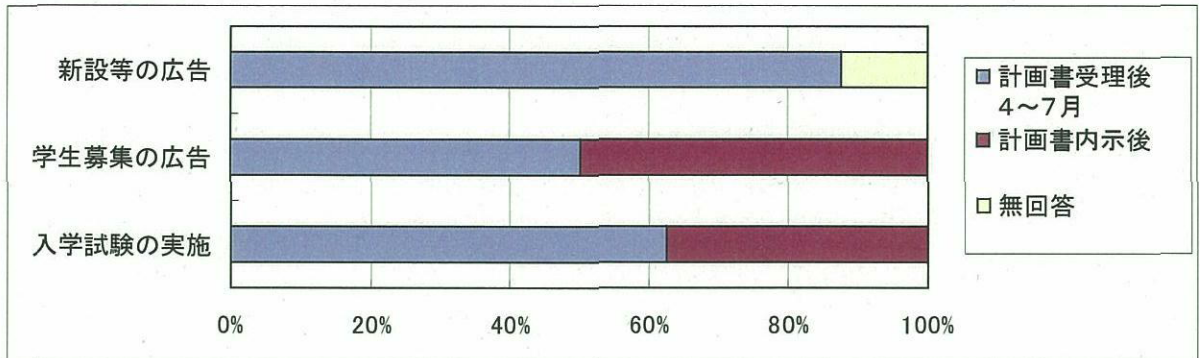
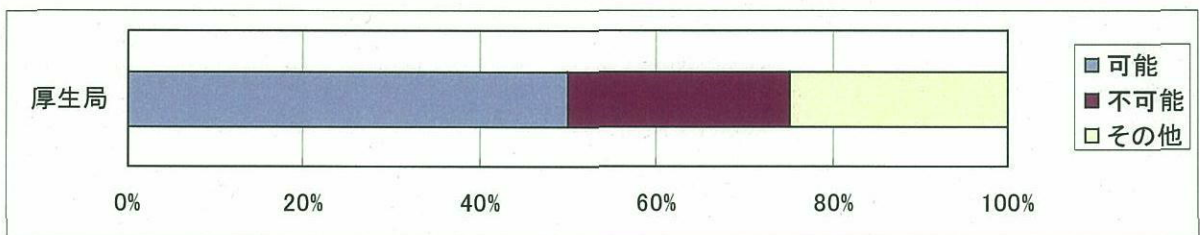


7 広告規制

厚生局において、「新設の広告」について、「設置計画書受理後（4～8月）」としているものは7件（87.5%）となっており、「学生募集の公告」について、「設置計画書受理後（6～7月）」としているは4件（50.0%）、「設置計画書の内示後（4～7月）」としているものは4件（50.0%）となっている。



また、これらの時期を早めることについて、「可能」は4件（50.0%）、「不可能」は4件（50.0%）となっている。



なお、時期を早めることが「不可能」な理由は、とおりとなっている。

厚生局	
○	設置計画書の提出時期の3月は当該年度の指定・承認等の業務で多忙となるため、計画書の確認等を早めることはできない
○	計画書のヒアリング後の改善を確認する必要があるため

第1 教員に関すること

1 専任教員と常勤職員との関係

表1-1-ア 専任教員を常勤職員とする指導状況《票:厚1-1、県2-1》

	指導している	指導していない	合計
厚生局	100.0 8	0.0 0	100.0 8
都道府県	47.6 10	52.4 11	100.0 21
合計	62.1 18	37.9 11	100.0 29

※都道府県は養成施設に対する指導監督を行っている「21件」を対象

表1-1-イ 教員の状況《票:養1-1(1)》

		専任教員					専任教員				
		常勤	非常勤	混合	無回答	合計	常勤	非常勤	混合	無回答	合計
理容師養成施設	昼間課程	70.2 85	0.8 1	25.6 31	3.3 4	100.0 121	9.9 12	41.3 50	35.5 43	13.2 16	100.0 121
	夜間課程	66.7 2	33.3 1	0.0 0	0.0 0	100.0 3	0.0 0	0.0 0	100.0 3	0.0 0	100.0 3
	通信課程	55.4 46	6.0 5	38.6 32	0.0 0	100.0 83	4.8 4	44.6 37	48.2 40	2.4 2	100.0 83
	合計	64.3 133	3.4 7	30.4 63	1.9 4	100.0 207	7.7 16	42.0 87	41.5 86	8.7 18	100.0 207
美容師養成施設	昼間課程	74.4 174	0.4 1	24.4 57	0.9 2	100.0 234	6.0 14	51.3 120	40.2 94	2.6 6	100.0 234
	夜間課程	60.6 20	3.0 1	36.4 12	0.0 0	100.0 33	6.1 2	45.5 15	42.4 14	6.1 2	100.0 33
	通信課程	62.6 112	1.7 3	35.8 64	0.0 0	100.0 179	8.4 15	39.7 71	52.0 93	0.0 0	100.0 179
	合計	68.6 306	1.1 5	29.8 133	0.4 2	100.0 446	7.0 31	46.2 206	45.1 201	1.8 8	100.0 446
合計	昼間課程	73.0 259	0.6 2	24.8 88	1.7 6	100.0 355	7.3 26	47.9 170	38.6 137	6.2 22	100.0 355
	夜間課程	61.1 22	5.6 2	33.3 12	0.0 0	100.0 36	5.6 2	41.7 15	47.2 17	5.6 2	100.0 36
	通信課程	60.3 158	3.1 8	36.6 96	0.0 0	100.0 262	7.3 19	41.2 108	50.8 133	0.8 2	100.0 262
	合計	67.2 439	1.8 12	30.0 196	0.9 6	100.0 653	7.2 47	44.9 293	44.0 287	4.0 26	100.0 653
		合計									
理容師養成施設	昼間課程	60.3 158	3.1 8	36.6 96	0.0 0	100.0 262					
	夜間課程	61.1 22	5.6 2	33.3 12	0.0 0	100.0 36					
	通信課程	73.0 259	0.6 2	24.8 88	1.7 6	100.0 355					
	合計	67.2 439	1.8 12	30.0 196	0.9 6	100.0 653					
美容師養成施設	昼間課程	61.2 270	2.5 11	36.3 160	0.0 0	100.0 441					
	夜間課程	60.9 42	4.3 3	34.8 24	0.0 0	100.0 69					
	通信課程	73.5 433	0.5 3	24.6 145	1.4 8	100.0 589					
	合計	67.8 745	1.5 17	29.9 329	0.7 8	100.0 1099					
合計	昼間課程	73.0 259	0.6 2	24.8 88	1.7 6	100.0 355					
	夜間課程	61.1 22	5.6 2	33.3 12	0.0 0	100.0 36					
	通信課程	67.6 417	1.6 10	29.8 184	1.0 6	100.0 617					
	合計	66.9 461	2.0 14	30.2 208	0.9 6	100.0 689					

表1-1-ウ① 専任教員である必要性《票:養1-2》

	常勤職員でなければならない	非常勤職員でもかまわない	無回答	合計
理容師養成施設	47.1 57	46.3 56	6.6 8	100.0 121
美容師養成施設	48.7 114	42.3 99	9.0 21	100.0 234
合計	48.2 171	43.7 155	8.2 29	100.0 355

表1-1-ウ② 専任教員である必要性の理由《票:養1-2》

	生徒の指導	常勤が望ましい	学校運営上	学籍簿等の管理義務	責任を持った教育	学級担任	教育状況の把握	カリキュラム上	その他(無回答を含む)	合計
理容師養成施設	35.1 20	3.5 2	5.3 3	1.8 1	5.3 3	1.8 1	1.8 1	3.5 2	42.1 24	100.0 57
美容師養成施設	46.5 53	11.4 13	6.1 7	3.5 4	3.5 4	1.8 2	1.8 2	1.8 2	23.7 27	100.0 114
合計	42.7 73	8.8 15	5.8 10	2.9 5	4.1 7	1.8 3	1.8 3	2.3 4	29.8 51	100.0 171

表1-1-ウ③ 専任教員である必要性の理由「その他」《票:養1-2》

理容師養成施設	美容師養成施設
<ul style="list-style-type: none"> ○教員同士のコミュニケーションが必要 ○常勤の方が効率的 ○統一した指導が実施できる ○生徒数、授業時間数に関係する ○提出物、教材研究に取り組む時間の確保 ○昼間課程に限定 ○突発的な対応が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡調整が必要 ○教員同士の情報交換が必要 ○継続した習熟 ○専任と兼任の区分があいまい

表1-1-ウ④ 専任教員は非常勤でもかまわない理由《票:養1-2》

	経営等効率的な運営	課目等カリキュラムによって	能力のある教員の確保	体制が整っていればよい	現場情報の入手	半分が常勤であればよい	職員の雇用が困難	家庭等の事情	学級担任以外は非常勤でよい	その他(無回答を含む)	合計
理容師養成施設	17.9 10	7.1 4	14.3 8	10.7 6	0.0 0	1.8 1	7.1 4	1.8 1	0.0 0	39.3 22	100.0 56
美容師養成施設	8.1 8	12.1 12	10.1 10	8.1 8	6.1 6	5.1 5	0.0 0	3.0 3	3.0 3	44.4 44	100.0 99
合計	11.6 18	10.3 16	11.6 18	9.0 14	3.9 6	3.9 6	2.6 4	2.6 4	1.9 3	42.6 66	100.0 155

表1-1-ウ⑤ 専任教員は非常勤でもかまわない理由「その他」《票:養1-2》

理容師養成施設	美容師養成施設
<ul style="list-style-type: none"> ○専任教員の意義が不明確 ○都道府県の採用形態 ○施設の事情 ○専門科目は非常勤でよい ○有資格者が不足した場合 ○専任・兼任と常勤・非常勤は全く別個の定義 ○専任・兼任という用語を廃止したほうがよい ○1週間当たりの授業時間数 	<ul style="list-style-type: none"> ○資格があればよい ○問題はない ○課程又は課目による ○通信課程は非常勤でよい ○60歳以上の場合がある ○人件費の削減 ○専任教員の意義が不明確 ○都道府県の採用形態等の人事面が難しい ○専任教員としての資質があれば構わない ○運用の幅が必要 ○教育内容の充実が優先 ○授業内容の多様化 ○学校の雇用形態に合わせれ採用すべき

2 通信課程における専任教員の配置状況

表1-2 昼間・夜間課程の専任教員の通信課程と兼任状況《票:養1-1(3)ウ》

	兼任している	兼任していない	無回答	合計
理容師養成施設	49.4 41	28.9 24	21.7 18	100.0 83
美容師養成施設	58.7 105	25.7 46	15.6 28	100.0 179
合計	55.7 146	26.7 70	17.6 46	100.0 262

3 教員の資格

(1)「大学」の考え方

表1-3-ア 「大学」及び「修めた者」に関する指導状況《票:厚1-3(1)(2)、県2-3(1)(2)》

	大学			修めた者		
	大学	短期大学	合計	一般教養	専攻分野	合計
厚生局	50.0 4	50.0 4	100.0 8	100.0 8	0.0 0	100.0 8
都道府県	47.6 10	52.4 11	100.0 21	42.9 9	57.1 12	100.0 21
合計	48.3 14	51.7 15	100.0 29	58.6 17	41.4 12	100.0 29

表1-3-イ 「大学」及び「修めた者」に関する配置状況《票:養1-3(1)(2)》

		大 学				分 野			
		大学	短期大学	無回答	合計	一般教養	専攻分野	無回答	合計
理容師養成施設	法規・制度	38.0 46	52.1 63	9.9 12	100.0 121	23.1 28	38.0 46	38.8 47	100.0 121
	物理・化学	43.0 52	52.1 63	5.0 6	100.0 121	17.4 21	45.5 55	37.2 45	100.0 121
	文化論	30.6 37	43.0 52	26.4 32	100.0 121	19.8 24	41.3 50	38.8 47	100.0 121
	運営管理	35.5 43	45.5 55	19.0 23	100.0 121	25.6 31	36.4 44	38.0 46	100.0 121
	合計	36.8 178	48.1 233	15.1 73	100.0 484	21.5 104	40.3 195	38.2 185	100.0 484
美容師養成施設	法規・制度	49.6 116	44.9 105	5.6 13	100.0 234	23.5 55	50.4 118	26.1 61	100.0 234
	物理・化学	52.1 122	44.9 105	3.0 7	100.0 234	22.6 53	54.7 128	22.6 53	100.0 234
	文化論	38.0 89	40.6 95	21.4 50	100.0 234	25.2 59	47.4 111	27.4 64	100.0 234
	運営管理	41.0 96	41.9 98	17.1 40	100.0 234	25.6 60	47.0 110	27.4 64	100.0 234
	合計	45.2 423	43.1 403	11.8 110	100.0 936	24.3 227	49.9 467	25.9 242	100.0 936
合計	法規・制度	45.6 162	47.3 168	7.0 25	100.0 355	23.4 83	46.2 164	30.4 108	100.0 355
	物理・化学	49.0 174	47.3 168	3.7 13	100.0 355	20.8 74	51.5 183	27.6 98	100.0 355
	文化論	35.5 126	41.4 147	23.1 82	100.0 355	23.4 83	45.4 161	31.3 111	100.0 355
	運営管理	39.2 139	43.1 153	17.7 63	100.0 355	25.6 91	43.4 154	31.0 110	100.0 355
	合計	42.3 601	44.8 636	12.9 183	100.0 1420	23.3 331	46.6 662	30.1 427	100.0 1420

4 教員の資質

表1-4① 講習を修了した教員の資質《票:養1-5(1)》

	十分	不十分	どちらともいえない	無回答	合計
理容師養成施設	57.0 69	7.4 9	29.8 36	5.8 7	100.0 121
美容師養成施設	52.1 122	9.4 22	35.5 83	3.0 7	100.0 234
合計	53.8 191	8.7 31	33.5 119	3.9 14	100.0 355

表1-4② 講習の見直し《票:1-5(2)》

	再講習の実施	期間の延長	内容の見直し	その他	無回答
理容師養成施設	11.1 1	33.3 3	0.0 0	55.6 5	22.2 2
美容師養成施設	22.7 5	13.6 3	13.6 3	59.1 13	18.2 4
合計	19.4 6	19.4 6	9.7 3	58.1 18	19.4 6

※理容師養成施設「9件」、美容師養成施設「22件」を対象

表1-4③ その他の内容《票:養1-5(2)》

講習期間の延長	
理容師養成施設	美容師養成施設
○夏休み中など、最低2か月の実施	○講習後に通信教育(1年課程)が必要 ○難しい課題であるため期間の延長は必要
講習内容の見直し	
理容師養成施設	美容師養成施設
○教育方法論 ○高卒生徒に教授できる内容とする ○講習を受講したからといって専門分野の資格と同様に扱うのはどうか。 ○生徒にとって十分でない	○教育方法論 ○深い(濃い)教育内容 ○衛生管理(公衆衛生・環境衛生・感染症・衛生管理)の充実 ○講習を受講したからといって専門分野の資格と同様に扱うのはどうか。 ○生徒にとって十分でない ○授業の進め方、計画書の作成方法等、実践的な内容も含んで欲しい
再講習の実施	
理容師養成施設	美容師養成施設
-	○実務に即した講習の実施 ○保健、衛生管理
その他	
理容師養成施設	美容師養成施設
○教科内容の専門性から、専攻課程の専攻分野を修了した者が適当 ○大学等で生物を専攻した教員のほうが専門性が高い ○内容が多岐にわたり、短期間の研修では基本的に不十分と考える ○講習の延長、再講習等は離席時間が多数発生する ○専門課程の専攻分野を修了した者が適任と考える。 ○専門分野はその専門大学関係の資格のみ与えられると思う。一般の理美容師に与えられる資格としては認めら	○教科課程の内容から専門課程の専攻分野を修了した者が適当 ○専門知識が不十分 ○教員は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師に限定 ○衛生管理・保健を教授する教員は、医学的専門知識や資格を有する者が望ましい ○資質的に無理がある ○医師等と同列と扱っているが、差がありすぎる ○現状の要件であれば医学博士も認めてもよいのではないか

5 専任教員の理容科と美容科との兼務

表1-5 指導状況《票:厚1-2、県2-2》

	兼務できない旨指導	指導していない	その他	無回答	合計
厚生局	100.0 8	0.0 0	0.0 0	0.0 0	100.0 8
都道府県	57.1 12	28.6 6	9.5 2	4.8 1	100.0 21
合計	69.0 20	20.7 6	6.9 2	3.4 1	100.0 29

第2 生徒に関すること

1 学則に定められた入所時期以降の入所

表2-1-ア① 入所時期以降の入所に関する指導状況《票:厚2-1(1)、県3-1(1)》

	入学させないよう指導	指導していない	その他	合計
厚生局	75.0 6	12.5 1	12.5 1	100.0 8
都道府県	28.6 6	47.6 10	23.8 5	100.0 21
合計	41.4 12	37.9 11	20.7 6	100.0 29

※都道府県は養成施設に対する指導監督を行っている「21件」を対象

表2-1-ア② 入所時期以降の入所に関する指導状況「その他」《票:厚2-1(1)、県3-1(1)》

厚生局	都道府県
○事例によって検討する	○補習等が確実に実施できるか否かで判断 ○学則の規定に適合しているか確認

表2-1-イ① 入所時期以降の生徒の入所状況《票:養2-1(1)》

	認める				認めない	無回答	合計
	1か月後まで	2か月後まで	無回答	合計			
理容師養成施設	51.6 13.2 16	0.0 0.0 0	48.4 12.4 15	100.0 25.6 31	71.1 86	3.3 4	100.0 121
美容師養成施設	61.4 11.5 27	6.8 1.3 3	31.8 6.0 14	100.0 18.8 44	77.8 182	3.4 8	100.0 234
合計	57.3 12.1 43	4.0 0.8 3	38.7 8.2 29	100.0 21.1 75	75.5 268	3.4 12	100.0 355

表2-1-イ② 入所時期以降の生徒の入所者数(平成18年秋及び平成19年春)《票:養2-1(2)》

	1~2人	3~5人	6~10人	11人~	無回答	合計
理容師養成施設	12.9 4	0.0 0	0.0 0	0.0 0	87.1 27	100.0 31
美容師養成施設	22.7 10	0.0 0	2.3 1	0.0 0	75.0 33	100.0 44
合計	18.7 14	0.0 0	1.3 1	0.0 0	80.0 60	100.0 75

表2-1-ウ① 入所時期以降に入学していた場合の補習に対する指導状況《票:厚2-1(2)、県3-1(2)》

	確認・指導している	確認・指導していない	その他	無回答	合計
厚生局	87.5 7	0.0 0	12.5 1	0.0 0	100.0 8
都道府県	57.1 12	33.3 7	0.0 0	9.5 2	100.0 21
合計	65.5 19	24.1 7	3.4 1	6.9 2	100.0 29

※厚生局の「その他」1件は、「中途入学自体認めない」と回答。

表2-1-ウ② 入所時期以降に入所させた生徒に対する補習の実施状況《票:養2-1(3)》

	実施する	実施しない	無回答	合計
理容師養成施設	52.9 64	9.1 11	38.0 46	100.0 121
美容師養成施設	54.3 127	6.8 16	38.9 91	100.0 234
合計	53.8 191	7.6 27	38.6 137	100.0 355